

2025 年「大阪・関西万博」ひょうごフレンドシップウィークイベント企画・運営等業務 公募型プロポーザル募集要項

1 プロポーザルの目的

万博を契機として、広域観光・芸術・鳴門の渦潮などの瀬戸内連携(香川・岡山・徳島)、山陰海岸ジオパークの誘客促進に向けた連携(京都・鳥取)、兵庫・新潟連携など、兵庫と他府県が共通の地域資源や連携した取組を一体的に発信するイベントを開催するため、円滑な運営準備、誘客に効果的なイベント運営を行う者を選定することを目的とする。

2 募集概要

(1) 業務名

2025 年「大阪・関西万博」ひょうごフレンドシップウィークイベント企画・運営等業務

(2) 業務内容

別添「仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和 7 年 12 月 31 日（水）まで

(4) 委託上限額

19,047 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

(5) スケジュール（案）

令和 7 年 6 月 13 日（金）	参加募集及び質問受付開始
6 月 17 日（火）	応募登録終了
6 月 19 日（木）	質問受付終了
6 月 23 日（月）	質問回答
6 月 27 日（金）	企画提案書の提出期限
7 月上旬	審査会
7 月上旬	審査結果通知【予定】
7 月中旬	契約締結、事業開始

※審査日程等については、後日通知する。

3 応募資格

本案件への応募者は、次に掲げる各号の全てに該当するものとする。

- (1) 宗教又は政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団の統制の下にある団体等でないこと。
- (2) 兵庫県の入札参加資格制限の基準（地方自治法施行令第 167 条の 4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に基づく）による資格制限を受けていない団体等であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の更生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていない者。
- (4) 民事再生法（平成 11 年法第 225 号）の再生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの再生計画許可決定がなされていない者。
- (5) 兵庫県が賦課徴収するすべての県税並びに消費税及び地方消費税についての未納のない団体等で

あること。

(6) 事業の実施にあたり、兵庫県万博推進課との打ち合わせなどに適切に対応できること。

(7) 業務内容について守秘義務を遵守できること。

(8) 複数の者がグループを構成して申請する場合は、次の事項に注意すること。

ア 代表者を選出し、応募等委託者とのやり取りについては代表者が行うこと。

イ 申請書の記名押印等については、全ての構成者が行うこと。

ウ 申請については、1者につき1提案に限る。また、グループの構成者は他のグループの構成者となり又は単独で申請を行うことはできない。

なお、代表者及びその構成者は上記の(1)～(7)のすべてを満たすこととする。

4 プロポーザルに係る手続き等

(1) 本要項及び仕様書、提出様式の交付

兵庫県のホームページからダウンロードすること。郵送による配付は行わない。

(2) 応募登録

下記アの提出期限までに、企画提案に応募する旨を示すこと。応募方法は電子メールの送信によるものとし、送信する際には事前に電話により申し出ること。また、複数の企業団で応募する場合は、様式は任意とするが、その代表企業が行うこと。なお、イベント会場におけるルール等の詳細を示すため、応募登録が完了した応募者に対して、「関西パビリオン多目的エリアご利用案内」を交付する。

ア 提出期限

令和7年6月17日(火)午後5時00分(必着)

(3) 質疑応答

ア 提出方法

質問は質問書(様式第4号)により、電子メールで送信するものに限る。件名を「2025年「大阪・関西万博」ひょうごフレンドシップウィークイベント企画・運営等業務に関する質問」とし、必ず電話で受信確認すること。

なお、電話による質疑は一切受け付けない。

イ 提出期限

令和7年6月19日(木)午後5時00分(必着)

ウ 提出先

本文書末記の提出先に提出すること。

エ 回答方法

質問に対する回答は、令和7年6月23日(月)までに、質問書に記載された連絡先に電子メールで通知する。

また、質問及び回答の概要は、兵庫県ホームページにて公開する。

オ その他

質問受付期間外の質問については、いかなる理由があっても回答しない。また、評価基準の配点については質問の対象外とする。

(4) 企画提案書の提出

ア 提出書類

以下の（ア）～（カ）を提出すること。

（ア）企画提案書（様式第 1－1、1－2 号）

記載項目を満たしていれば、任意様式でも可とする。ただし A4 版 20 ページ以内とする。
企画提案書には、下記事項は必ず含むこととし、それ以外の提案事項も記載して構わない。

- A イベントの実施にかかる基本的な考え方や方針
- B 出展にかかる出展者や関係機関等との調整方針、手法等
- C 各イベントでの出展レイアウト、誘客施策の仕掛けと、目指す効果
- D 誘客促進のための各イベントでの独自コンテンツ等
- E ロゴを含む広報の基本デザインとその展開手法等
- F 多言語対応への対応方針
- G 来訪者及び出展者への満足度調査の手法、項目等

（イ）見積書（様式は任意。人員体制を明記すること（押印不要））

※適正価格で見積もられているか確認できるよう、展示資材や施工内容等にかかる内訳が分かるようにすること。

（ウ）会社概要及び業務実施体制調書（様式第 2－1、2－2 号）

（エ）暴力団の排除に関する誓約書（様式第 3 号）

（オ）納税証明書（2 種類：提出の日において発行から 3 ヶ月以内のもの）※（ただし、入札参加資格のある事業者が入札参加資格者名簿登載時に提出済である場合はこの限りでない）

A 消費税及び地方消費税に滞納のない証明

国税所管：税務署（納税証明書「その 3 の 2」若しくは「その 3 の 3」）

B 全ての県税に滞納のない証明

地方税（都道府県）所管：兵庫県内税事務所が発行する「納税証明書（3）」

※ 兵庫県の課税実績がない場合は誓約書（様式第 6 号）

（カ）複数の者がグループを構成して申請する場合、共同企業体協定書（様式任意）及び共同企業体届出書（様式第 7 号）

イ 受付期間・受付時間

令和 7 年 6 月 13 日（金）から 6 月 27 日（金）まで（土日祝日を除く）の午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分までとする。

ウ 提出方法

持参、郵送かつ電子メールによる。

電子メールを送付する際には、件名を「2025 年「大阪・関西万博」ひょうごフレンドシップウィークイベント企画・運営等業務に関する提案」とし、提案書は 1 つのファイルに結合し、かつ、全ての提出書類を 1 つのフォルダにまとめた上、その容量の合計を原則 10MB 以下とすること。

なお、電子メールを送付する際には事前に電話により申し出ること。

また、持参及び郵送の場合は正本 1 部、副本 6 部（コピー可）を上記イの受付期間内に必着することとし、発送後であっても、未着の場合は期限内の提出がなかったものとみなす。

エ 提出先

本文書末記の提出先に提出すること。

オ その他

兵庫県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求める場合がある。

5 応募者が1者である場合の措置

- (1) 応募者が1者であっても、企画審査を実施する。
- (2) 期限までに応募がなかった場合は、再度公告し、企画提案に関する書類の提出期限を延長する。
この場合、必要に応じてスケジュールの変更を行うものとする。

6 受託者の選考

(1) 選考方法

下記ア～エに示す評価の観点に基づき企画提案の内容、事業の実施能力等について、事業者からの提出のあった企画提案書を踏まえ、審査会で書面審査の上、契約候補者を選定する。

ア〔企画提案内容〕

- (ア) 業務遂行に必要な実施体制となっているか。
- (イ) 履行期間内に業務を着実に遂行できるスケジュールとなっているか。
- (ウ) 来場者が周遊しやすいような会場のレイアウトとなっているか。
- (エ) 会場装飾やパネル等の配置やデザインは、イベントの趣旨を理解した内容となっているか。
- (オ) 万博会場のルール（試飲・試食、販売、プロモーション活動、多言語対応）に沿った内容となっているか。
- (カ) 搬入出は確実に効率的な内容となっているか。
- (キ) 満足度調査は、内容が効果的であり、高い回答率を得られるような手法となっているか。

イ〔創意工夫〕

(ア) 誘客施策

- a イベントの趣旨を来場者に上手く伝えることができ、兵庫県等の魅力を効果的に発信する内容となっているか。
- b 万博会場内を通行する来場者を効果的に誘引できる内容となっているか。
- c 実現可能性の高い内容となっているか。

(イ) 広報

- a 多様なメディアに対して効果的な情報発信を行い、メディアに広く取り上げられるような手法となっているか。
- b 万博会場外だけでなく万博会場来場者に向けても効果的な広報となっているか。
- c 費用対効果を考慮した内容となっているか。

ウ〔業務実績〕

- (ア) 過去に「2025年大阪・関西万博」の会場で同種又は類似の事業実績があるか。

エ〔見積額〕

- (ア) 事業費の積算は妥当か

審査結果については、参加者に対して電子メールにて速やかに通知するとともに、兵庫県のホームページで公表する。（令和7年7月下旬を予定。）

(2) 注意事項

事業実施においては、提案内容をベースに実施することとするが、内容及び時期については、兵庫県と提案者で協議の上変更する場合がある。

また、提案者の提示額は、提案に当たっての目安（上限）となる額であり、契約額は公募型プロポーザル実施後に別途締結する委託契約書によるものとし、提案者が提示した額とは必ずしも一致しない。

7 その他

- (1) 手続において使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨によるものとする。
- (2) 一度提出のあった書類については、原則として差し替えを認めない。
- (3) 提出された企画提案書は、業務関係資料の保存のため、返却しない。また、不採用となった提案者の企画は一切転用しない。
- (4) 企画提案書の作成、提出及び選考に要する一切の費用は、提案者の負担とする。
- (5) 提案内容の著作権は提案者に帰属するが、受託者の選定のため、提出された企画提案書の写しを主催者が作成し、使用することがある。
- (6) 企画に際しては、業務委託先として採用されないこともある点に十分注意の上、関係者とトラブルがないようにすること。
- (7) 消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかに関わらず、見積もった金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した額を見積書に記載すること。
- (8) 次の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。
 - ア 関係書類の提出方法、提出先又は提出期限が守られなかったとき。
 - イ 関係書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
 - ウ 関係書類に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。
 - エ 申請書に虚偽の内容が記載されているとき。
 - オ その他、審査会での協議の結果、審査を行うに当たって不適当と認められるとき。
- (9) 企画審査で最高位の評価を受けた者が、参加要件を満たしていない場合は、契約締結ができないので注意すること。（この場合、次順位の者と契約を締結する。）
- (10) 参加表明後、都合により企画提案に参加しないこととなった者は、参加辞退届（様式第 5 号）を提出すること。
- (11) 委託事業受託者は個人情報の取扱いについて責任を負うものとし、再委託する場合についても同様とする。

8 事務局

兵庫県企画部万博推進局万博推進課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5 丁目 10 番 1 号

電話 078-362-4223（直通）

E-mail : banpakusuishin@pref.hyogo.lg.jp